

子ども・子育て会議	
資料 No. 1	参考資料②

木津川市子ども・子育て会議運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、木津川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）条例（平成25年木津川市条例第34号。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開閉)

第2条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

(発言)

第3条 委員は、会長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の会議記録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議開催結果の要旨（別紙様式第1号。以下「会議記録」という。）を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 非公開の場合にあってはその理由
- (8) 傍聴人の人数
- (9) 会議資料
- (10) 審議経過
- (11) その他

2 会議記録は、会長及び議事に先立ち会長が指名した出席委員1名が署名する。

(会議記録等の公開)

第5条 会議記録及び会議資料は、原則として公開する。

2 会議記録及び会議資料は、子育て支援課等において閲覧に供するものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(傍聴の手続)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。

2 傍聴希望者が定員を超えるとときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 審議会等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの内規に違反するときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この内規は、平成26年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市木子ども・子育て会議 開催結果要旨

会 議 名			
日 時		場 所	
出 席 者	委 員		
	その他出席者		傍聴人の数 人
	庶 務		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
議 題			
会議結果要旨			
会議経過要旨			
その他特記事項			
署 名 欄	木津川市木子ども・子育て会議 会長		印
	_____		印

別記様式第2号（第7条関係）

木津川市木子ども・子育て会議

傍聴人受付簿

1 審議会の内容

審議会名	
開催日時	
開催場所	
特記事項	

2 傍聴希望者

氏名	住所